

下関市地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や少子高齢化の進む本市において、地域外の人材を積極的に招致し、地域の資源や特性を活かした地域協力活動を行うことにより、地域への定住・定着を図り、地域の活性化と地域力の維持・強化を促進することを目的として、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、下関市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員という。」）は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動（以下、「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 農林水産業の振興に係る支援活動
- (2) 商工・観光業の振興に係る支援活動
- (3) 地域コミュニティの維持・強化に係る支援活動
- (4) 地域資源の発掘及び活用に係る支援活動
- (5) 6次産業の振興に係る支援活動
- (6) 地域の情報発信に係る支援活動
- (7) 地域行事に係る支援活動
- (8) その他地域力の維持及び強化を行うため必要な活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために市長が必要と認めた活動

(隊員の委嘱)

第3条 隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定区域を除く。）から本市に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な者又は他の市町村において「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域において2年以上活動し、

かつ解嘱1年以内に限る。)で本市に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事項に該当しない者

(3) 心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、住民とともに地域活動に積極的に参加できる者

(隊員の委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は1年以内とし、4月1日又は新たに委嘱された日から最初に到来する3月31日までとする。ただし、必要と認める場合は、1年度ごとに更新して委嘱することができる。

2 前項ただし書の規定による委嘱期間は、3年までとする。

(隊員の地位等)

第5条 隊員は、市長の委嘱を受け、地域協力活動の対価として報償費の支給を受けるものとする。ただし、隊員は職員の身分を有しない。

2 隊員は、地域協力活動に支障のない範囲において就業等ができるものとする。

(隊員の報償等)

第6条 隊員の報償費は、市長が予算の範囲内で負担する。

2 隊員の住居に関する費用は、市長が予算の範囲内で負担する。

3 隊員の活動に要する経費は、市長が予算の範囲内で負担する。

(隊員の活動)

第7条 隊員の活動は原則として、1日当たり7時間程度とし、1月当たりの活動時間は119時間とする。

2 隊員は、毎月5日までに所定の活動実績報告書により、前月の地域協力活動の実績を市長に報告しなければならない。

(市の役割)

第8条 市は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 隊員の活動に関する総合調整

(2) 隊員が活動を行う地域との調整及び住民への周知

(3) 隊員の活動終了後の定住支援

(4) その他協力隊が行う活動に関して必要な事項

(隊員の解嘱)

第9条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは解嘱することができる。

(1) 隊員から解嘱の申出があったとき

(2) 疾病等のため、地域協力活動の遂行が困難であると認められるとき

(3) 地域協力活動の内容が不適切であると認められるとき

(4) 隊員としてふさわしくないと市長が認める行為があったとき

(隊員の守秘義務)

第10条 隊員は地域協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委嘱期間が満了した後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に市が任用した隊員については、任用期間においては、なお従前の例による。また、当該隊員の任用期間が満了した後も、第4条の規定により、当該隊員の任用を更新したときは、なお従前の例によることができるものとする。